東郷町監査公表第１０号

地方自治法第２４２条第１項の規定により住民監査請求に基づく監査を実施したので、同条第５項の規定により監査結果を別紙のとおり公表します。

令和８年１１月６日

東郷町代表監査委員　二　宮　志保子

東郷町監査委員　　加　藤　啓　二

住民監査請求の監査結果

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第１項の規定に基づき、住民監査請求が提出され、監査を実施した。

第１　監査請求の概要

１　請求人

氏名　（略）

住所　（略）

２　請求書の収受日

令和８年９月１０日

３　請求の要旨

請求人は、愛知県人事委員会に係属する分限免職処分審査請求（令和７年度審第３号事案）において、東郷町の代理人である弁護士が提出した証拠（乙第２号証、乙第５号証、乙第１１号証）に、一部割愛、記載内容の矛盾、意図的な選定等の不適切な法律事務が存在すると主張している。

その上で、このような適正さを欠く法律事務の対価として町が負担した、又は負担しようとする弁護士費用等の公金支出（支出負担行為、支出命令等）は違法又は不当であるとして、既支出分の損害回復（返還請求等）及び今後の支出の停止等を求めている。

第２　監査の実施

本件請求において主張されている事実関係並びに委託業務及び財務会計行為の適法性・妥当性を判断するため、以下のとおり監査を実施した。

１　請求人からの陳述聴取及び証拠書類の確認

令和８年１０月２９日、地方自治法第２４２条第６項の規定により請求人から証拠の提出及び陳述の聴取を行った。

２　関係人に対する事情聴取等

⑴　令和８年１０月２２日、町側代理人弁護士から、委託契約に基づく資料の作成・提出経緯等に関する事実関係を聴取した。

⑵　令和８年１０月２７日、東郷町人事秘書課職員から、関係書類の作成経緯及び弁護士への資料提供状況等に関する事実関係を聴取した。

３　証拠書類及び関係書類の審査

請求人から提出された事実証明書、並びに町が保有する関係書類（決裁文書、契約書、支出関係書類等）について審査を行った。

４　監査実施日

令和８年１０月２９日

３　監査の結果及び理由

１　結論

本件請求には理由がないものと認め、これを棄却する。

２　監査委員の判断及び理由

請求人が不適切な法律事務であると主張する３点の証拠提出等の行為について、監査委員が事実関係を調査・判断した結果は以下のとおりである。

⑴　乙第２号証（分限処分基準）の一部省略について

請求人は、分限処分基準の全２６頁のうち１８頁以降が割愛されて提出されたことが不適切な証拠隠蔽に当たると主張している。

しかしながら、代理人弁護士に事情聴取を行った結果、省略された１８頁以降の部分は「参考裁判例等の参考書類であり、分限処分基準そのものではないため、手続上提出する必要がない」と、同弁護士が職務上の権限と専門的判断の範囲内において省略を決定したものであることが確認された。訴訟又はこれに準ずる手続における証拠の選定及び提出範囲の決定は、代理人弁護士の専門的判断及び裁量に委ねられる部分である。

聴取の結果、当該省略行為は代理人弁護士の独自の判断で行われたものであり、町の担当者からの指示や関与はなかったことが確認された。

また、省略された部分は一般的な参考裁判例等に過ぎず、本件分限処分の直接の判断基準や根拠となるものではないため、処分自体の妥当性判断に影響を及ぼすものではない。したがって、本件省略行為が委託契約上の善管注意義務違反や不適切な業務遂行に当たるとは認められない。

⑵　乙第５号証（報告書）の記載に関する弁明書上の矛盾について

請求人は、乙第５号証が「顧問弁護士に宛てた報告書」として提出されたにもかかわらず、顧問弁護士自身が懲戒手続の弁明書において「面談内容を知らない」と述べており、矛盾・信用性の欠如があると主張している。

これについて代理人弁護士に対する事情聴取にて確認したところ、同弁護士からの回答は、「弁明書においては、請求人、請求人依頼の弁護士、及び人事秘書課の３者によって行われた復職についての面談（協議）の具体的なやり取りの内容そのものを直接見聞きしておらず知らない、という事実を記載したに過ぎない。これは、人事秘書課が作成した『報告書』という文書自体の存在や概要を知らないという意味ではない」というものであった。

すなわち、同弁護士は当該面談に同席しておらず個別の発言内容を知

らないことと、後に町から提出された面談の概要をまとめた「報告書（乙第５号証）」を受領しその存在を認識していることとは両立する。

したがって、証拠書類の提出と弁護士の認識に矛盾はなく、信用性が欠如しているとは言えないため、法律事務の遂行として不適切であるとの請求人の主張は当たらない。

⑶　乙第１１号証（チャット記録）の一部削除（提出範囲）について

請求人は、チャット記録が令和７年１０月２３日まで継続しているにもかかわらず、同年７月７日までの内容しか提出されておらず意図的な選定であると主張している。これについて代理人弁護士に確認したところ、人事秘書課から受領した記録がそもそも７月７日までの分であり、それ以降の内容については認識していなかったことが判明した。代理人は提供された資料の範囲内で適切に証拠提出を行っており、弁護士の業務遂行に瑕疵は認められない。

また、人事秘書課が７月７日までの記録を提供した経緯について調査したところ、分限手続の主要な判断期間として当該期間の記録を提供したものであり、７月８日から１０月２３日までの間のチャット記録に関しては、必要がないものとして人事秘書課の判断で省略のうえ書類を整えたもので、代理人弁護士は関与していない。

⑷　財務会計行為の適法性・妥当性について

以上のとおり、対象となった代理人弁護士は、町との委託契約の趣旨及び職務上の権限に基づき、適切に証拠の選定・提出等の法律事務を実施しているものと認められる。

したがって、同弁護士には、町との業務委託契約に定める義務の履行において債務不履行に該当する事実は見当たらず、その対価として町が行った弁護士委託料の支出負担行為、支出命令及び公金支出等の財務会計行為は、いずれも適法かつ妥当に行われており、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件請求は理由がないものと認め、棄却する。